

# 糸島市補助金設計書

所管課 福祉支援課

|       |                  |
|-------|------------------|
| 補助金名称 | 糸島渡船使用料補助金(障がい者) |
| 区分    | その他の事業補助(扶助的)    |
| 該当例規等 | 糸島市渡船使用料助成事業実施規程 |

【長期総合計画体系】

基本目標 1 \_\_みんなが健康で元気なまちづくり

政策 3 \_\_障がい者福祉の推進

施策 \_\_障がい者の地域生活を支援する

## 1 補助の目的

渡船使用料の一部を助成することにより、障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、福祉の向上に資することを目的とする。

## 2 成果指標

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

市内に住所を有する障がい者が「市営渡船ひめしま」を使用する場合、乗船券(糸島市渡船使用料助成事業乗船券)を申請することで旅客運賃の割引を受ける

補助対象者 「市営渡船ひめしま」を利用する市内に住所を有する障がい者

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費

運航航路片道料金

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率は、2分の1。(運航航路片道料金の半額の助成)

## 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで